

☆ういゅう農業後継者未来応援金☆

農業後継者等の育成・確保のため、令和元年度～令和8年度に以下の事業を実施します

助成額 一人あたり上限

150万円

新設!!

就農開始型

農業後継者等として就農開始した方

【技能免許の取得】

経営に必要な技能免許取得費の100%以内

【農用地・農業機械・施設園芸資材等取得費】

購入経費の50%以内

【就農生活支援金】

月額5万円を最大2年間交付

就学支援型

就農する目的で農業大学校等へ進学した方

【就学費用の助成】

進学に係る学費等経費の100%以内

【就学生活支援金】

月額5万円を最大2年間交付

※申請時に学生証等進学を証明する書類が必要です。

未来の農家 応援します!!



申請に当たり要件がありますので、事前に下記窓口へご相談願います。

助成対象者は町内に住所を有する45歳までの方(進学により住所を移転した場合も対象となります。)

経営主並びに助成対象者は町税・公共料金等を滞納していないことが条件となります。

農用地・機械等の取得については、事業実施者が経営主であっても後継者を助成対象者として取り扱います。

新規就農者育成条例の該当者、農業法人の構成員・従業員及び過去に農業後継者就農育成事業の助成を受けた方は対象外となります。

お問い合わせ

雨竜町産業建設課農政林務担当 77-2213